

12. その他

機能回復訓練

問合せ・・・障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748 FAX 533-5263
腰の浜会館 533-5261 FAX 533-5262
申請先・・・障がい福祉課 障がい庶務係

医師の診断及び理学療法士の指導により、主に訓練器具を使用しての自立訓練及び他動訓練（リハビリ）などを行います。

- ・ 対象 市内在住で在宅の身体障がい者(介護保険適用対象の方を除く)
- ・ 場所 腰の浜会館（福島市腰浜町3番1号）
- ・ 定員 20名
- ・ 訓練日 土曜日（原則月4回以内）
- ・ 申請に必要なもの ●身体障害者手帳
●医療機関発行の状況報告書 ※任意様式
●印かん
- ・ 費用 無料

※事前に申請が必要になります。詳細は上記問合せ先までご連絡ください。

障がい者歯科診療(予約制)

問合せ・・・保健所総務課 地域医療対策室 572-7602

市内の障がい者の方を対象に、予約制で診療を行っております。障がい者歯科診療をご希望の方は、事前に予約をお願いいたします。

- ・ 診療日 毎週水曜日・木曜日（ただし、診療日が祝日、12月29日から1月3日の場合は休診）
- ・ 受付時間、診療時間 午後1時30分から午後3時30分まで
- ・ 診療場所 福島市森合町10番1号 福島市保健福祉センター 1階
- ・ 受診する際のお願い(持ち物)
健康保険証(各種医療受給者証をお持ちの方は合わせて持参)
お薬を服用されている方はお薬の内容がわかるもの
診療費(現金)

ふれあい訪問収集

問合せ・・・清掃管理課 ふれあい訪問収集係 544-0910

家庭ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者または障がい者の世帯に対し、家庭ごみを戸別に訪問して収集し、あわせて安否確認する事業です。

- ・ 対象 (1) 高齢者または障がい者の単身の世帯
(2) 高齢者または障がい者のみで構成される世帯
(3) 上記の(2)で家族がいる場合において、虚弱者または年少者で構成されている世帯で、ごみを持ち出すことが困難な世帯
(4) その他市長が特に必要であると認めた世帯
- ・ 費用 無料。ただし、事前に申込み・面談が必要となります。

福島市立図書館

問合せ・・・福島市立図書館 531-6551

視覚障がい者へのサービスを行っております。

- ・ ボランティアによる対面朗読サービス（要予約）
- ・ 大活字本・朗読CD／テープ・手でさわる絵本も取りそろえております。
- ・ 本や雑誌など印刷資料を拡大してモニターに映写する拡大読書器があります。

市立図書館・西口ライブラリー・子どもライブラリー・学習センター図書室（蓬萊・清水・吾妻・飯坂・もちずり・北信・松川）にご相談ください。

職業訓練施設

問合せ…ハローワーク福島(福島公職業安定所) 534-4121

障害者職業能力開発校

職業に必要な技能・知識を身につけ、在学中から職業相談を行い、就職をめざします。

近県では宮城障害者職業能力開発校があります。

- ・ 対象 身体 身体障がい者で高卒または同等以上
知的 知的障がい者で中卒または同等以上
- ・ 期間 1年
- ・ 費用 無料。ただし、入寮者の寮費及び食費は自己負担となります。
また、訓練期間中は訓練手当が支給される場合もあります。

職場適応訓練

問合せ…ハローワーク福島(福島公職業安定所) 534-4121

障がい者を「職場環境に適応することを容易にさせる」ことを目的に、委託事業所内で実施訓練を行い、訓練終了後引き続き雇用する制度です。

- ・ 訓練期間6ヵ月以内(状況により1年の場合もあります。)
- ・ 訓練期間中は訓練手当が支給されます。

「Eメール119番」や「FAX119番」通報

問合せ…消防本部通信指令課

電話 534-9104

FAX 534-0310

メールアドレス sirei@mail.city.fukushima.fukushima.jp

聴覚や発語などに障がいがある方を対象に、福島市内で発生した火災や救急など万が一のとき、EメールやFAXを利用した119番通報を受け付けています。

- ・ 「Eメール119番」通報は、事前登録が必要です。
「Eメール119番申込書」に必要事項を記載のうえ、通信指令課へ提出してください。
「Eメール119番申込書」については、通信指令課までお問い合わせください。
- ・ 「FAX119番」通報は、事前の登録が不要です。
ご住所やお名前など、必要な項目をあらかじめ記載しておけるよう「FAX119番通報用紙」を、通信指令課でご用意してありますので、ご利用の方はお問い合わせください。
「FAX119番通報用紙」でなくとも、用紙は何でも結構です。
※その他のお問い合わせについては、通信指令課までお願いします。

福島県警察SOSメール110番

問合せ…福島県警察本部総合運用指令課 電話 522-2151

FAX 521-6480

聴覚や言語などに障がいがある方を対象に、事件や事故にあったとき、警察への緊急通報手段としてメールによる110番通報サービスを行っています。

- ・ 事前登録が必要です。登録方法は下記のとおりです。
 - ① 福島県聴覚障害者協会に連絡し、申込用紙をFAX等で受領してください。その申込用紙に必要事項を記載し、福島県警察本部通信指令室へ郵送またはFAXしてください。
 - 福島県聴覚障害者協会
電話：522-0681
FAX：563-6228
 - 福島県警察本部通信指令室
住所：〒960-8686 福島市杉妻町2-16
FAX：521-6480(通信指令室直通)
 - ② ①が難しい場合は、福島県警察SOSメール110番アドレス fp-sos.mail-110@aqu.aqua.ocn.ne.jp にメールを送信してください。メールには、件名に「登録希望」と入れ、住所、お名前、年齢、FAX番号、緊急時の連絡先(家族や近隣者、手話通訳可能な方等)を記載してください。その際、県警本部から必要事項を尋ねられる場合があります。

おもいやり駐車場利用制度

問合せ・・・福島県高齢福祉課 521-7197

申請先・・・福島市 障がい福祉課・長寿福祉課・各支所窓口

福島県高齢福祉課 521-7197 杉妻町 2-16 西庁舎 7 階

県北保健福祉事務所保健福祉課 534-4156

御山町 8-30 2 階

福島県では、車いすマークのある駐車スペースの利用適正化を図るため、障がい者、要支援高齢者、難病患者、妊産婦、けが人の車の乗降が困難な方に利用証を発行し、当該駐車場利用の際に掲示を求める「おもいやり駐車場利用制度」を実施しています。(平成 21 年 7 月施行)

利用証の交付対象者

区 分		範 囲	
身体障がい者	視 覚	4級以上	
	平衡機能	聴 覚	該当なし
		平 衡 機 能	5級以上
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能		該当なし
	肢体不自由	上 肢	2級以上
		下 肢	6級以上
		体 幹	5級以上
	脳原性運動機能	上肢機能	2級以上
		移動機能	6級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓		4級以上
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		4級以上	
知的障がい者		A(最重度・重度)	
精神障がい者		1級	
要支援高齢者等		要支援者又は要介護者	
難病患者	指定難病(特定)医療費受給者		
	特定疾患医療受給者		
	小児慢性特定疾病医療費受給者証		
妊産婦		妊娠7ヵ月～産後3ヵ月	
けが又は病気の者		車いす、杖等使用期間	



利用証

手続き

下記の「申請に必要なもの」をご持参の上、所定の窓口で交付申請をしてください。

■福島県高齢福祉課または県北保健福祉事務所保健福祉課で交付申請をする場合
利用証の即日交付が可能のため、切手・返信用封筒は必要ありません。

ただし、妊娠7ヵ月以前の妊産婦が申請する場合は、対象期間(妊娠7ヵ月～産後3ヵ月)に入っていないため、後日送付となります(切手・返信用封筒が必要です)。

■福島市役所障がい福祉課、長寿福祉課、各支所窓口で交付申請をする場合

利用証の即日交付はできません。後日、県北保健福祉事務所保健福祉課より利用証が送付されるため、切手・返信用封筒が必要です。

申請に必要なもの

(1) 次の確認書類のうちいずれか1つ

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証または指定難病(特定)医療受給者証、母子健康手帳、医師の診断を記載した書面(けが又は病気の場合)

※「小児慢性特定疾患患者」については、例外的に「難病患者」の区分で交付されます。その際の確認書類は「小児慢性特定疾病医療費受給者証」です。

(2) 本人確認書類(身分証明書)

※妊産婦・けが又は病気での申請(本人の身分証明書)、または代理申請(代理人の身分証明書)の場合のみ

※妊産婦またはけが・病気の人の申請で、かつ代理申請の場合は、本人と代理人の本人確認書類を両方お持ちください。

(3) 120円切手

(4) 返信用封筒(角2:A4サイズ) ※利用証の送付先を記入してください。

障害者マークの紹介

身体障害者標識（障害者マーク）

問合せ・・・福島県交通安全協会 591-5038

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程で罰せられることとなります。このマークの表示については努力義務となっています。

※福島警察署内交通安全協会もしくは免許センター売店にて取扱っています。



聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

問合せ・・・福島県交通安全協会 591-5038

政令に定める程度の聴覚障害のあることを理由に免許条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識（障害者マーク）で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規程で罰せられることとなります。このマークを表示しない場合、道路交通法違反となります。

※福島警察署内交通安全協会もしくは免許センター売店にて取扱っています。



国際シンボルマーク

問合せ・・・日本障害者リハビリテーション協会 03-5273-0601

国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採用されたものです。車に張る場合、道路交通法上の規制を免れるものではありませんのでご注意ください。

※上記協会にて郵便振替で販売していますので、くわしくはお問い合わせください。



ほじょ犬マーク

問合せ・・・厚生労働省社会参加推進室 03-5253-1111

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてきている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。

身体障害者補助犬とは

盲導犬・・・目の不自由な方を安全に誘導します。

介助犬・・・からだの不自由な方の障がいに応じて活躍します。

聴導犬・・・耳の不自由な方にいろんな音を聞き分けて知らせます。



オストメイトマーク

問合せ・・・公益財団法人交通インクルーシブ財団
03-3221-6673

人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。



耳マーク

問合せ・・・一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
03-3225-5600

聞こえが不自由なことを表すマークです。耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。耳の不自由な方と話すときは「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」などの配慮をお願いします。



ハートプラスマーク

問合せ・・・特定非営利活動法人ハート・プラスの会 080-4824-9928

心臓・腎臓等の内臓機能の障がいを持つ内部障がい者の方たちは、外見的には障がい者であることがわかりにくいので、「身体内部に障がいを持つ人」への理解を進めるために、ハートプラスマークの普及への取り組みが行われています。



福島市の施設使用料等免除

問合せ・・・下記連絡先で直接ご確認願います。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病医療費受給者証等(※)の所持者が個人、又は、専用使用で市有施設を使用する際の使用料等が全額免除となります。

※指定難病受給者証等とは、指定難病医療費受給者証、特定疾患登録者証、障害福祉サービス受給者証、診断書のことです。

免 除 対 象 施 設

NO	施 設 の 名 称	連絡先	NO	施 設 の 名 称	連絡先
1	福島市男女共同参画センター	525-3784	47	福島市庭球場	557-1511
2	福島市中央学習センター	534-6631	48	福島市千貫森庭球場	562-2002
3	福島市三河台学習センター	533-8331	49	福島市働く婦人の家	531-6221
4	福島市渡利学習センター	523-1551	50	福島市勤労青少年ホーム	531-6221
5	福島市杉妻学習センター	545-5717	51	福島市東部勤労者研修センター【企業立地課 企業立地支援係】	525-3723
6	福島市蓬萊学習センター	549-1821	52	福島市西部勤労者研修センター【企業立地課 企業立地支援係】	
7	福島市清水学習センター	557-7400	53	福島市産業交流プラザ	525-4022
8	福島市もちぎり学習センター	534-2470	54	福島テルサ	521-1500
9	福島市北信学習センター	554-1115	55	サンライフ福島	553-5529
10	福島市吉井田学習センター	546-3445	56	サンスカイつちゆ	595-2612
11	福島市西学習センター	593-1013	57	福島市飯野イベント広場	562-2111
12	福島市信陵学習センター	558-1234	58	福島市アクティブシニアセンター「A・O・Z」	533-2344
13	福島市飯坂学習センター	542-2122	59	福島市飯坂温泉観光会館	542-2121
14	福島市松川学習センター	567-2323	60	あったか湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	525-3722
15	福島市信夫学習センター	546-5207	61	鯖湖湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
16	福島市吾妻学習センター	526-3353	62	仙気湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
17	福島市飯野学習センター	562-3335	63	切湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
18	福島市蓬萊学習センター分館	549-1821	64	導専の湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
19	福島市清水学習センター分館	557-7400	65	波来湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
20	福島市吾妻学習センター分館	526-3353	66	旧堀切邸	542-8188
21	福島市飯野学習センター青木分館【飯野学習センター】	562-3335	67	福島市飯野ふれあい館(UFOふれあい館)	562-2002
22	福島市飯野学習センター大久保分館【飯野学習センター】		68	旧佐久間邸【市民活動支援課 都市間交流推進係】	525-3739
23	福島市飯野学習センター明治分館【飯野学習センター】		69	福島市児童公園	572-3575
24	福島市社会教育館 こぶし荘	591-3366	70	福島市公会堂	534-2414
25	立子山自然の家	597-2951	71	福島市市民会館	535-0111
26	福島市音楽堂	531-6221	72	福島市いいの交流館	562-2111
27	福島市子どもの夢を育む施設「こむこむ」	524-3131	73	市民活動サポートセンター	526-4533
28	福島市草心苑	573-5061	74	福島市老人福祉センター	545-4511
29	福島市古閑裕而記念館	531-3012	75	福島市敬老センター	535-0111
30	福島市写真美術館	534-9777	76	福島市わたりふれあいセンター	522-2563
31	福島市国体記念体育館	539-5500	77	福島市飯野地域福祉センター	562-3946
32	福島市信夫ヶ丘競技場	533-2267	78	福島市健康福祉センター(ヘルシーランド)	536-5600
33	福島市信夫ヶ丘球場	533-2267	79	十六沼公園/体育館・スポーツ広場・テニスコート	558-6151
34	福島市飯野野球場	562-3335	80	御倉町地区公園/旧日本銀行福島支店長役宅	522-2390
35	福島市南体育館	567-5617	81	都市公園等【公園緑地課 管理係】	525-3765
36	福島市東部体育館	536-1508	82	もにわの湯	596-1811
37	福島市西部体育館	591-3506	83	広瀬公園野外ステージ(音響設備)【茂庭生活歴史館】	571-7702
38	福島市中央市民プール	534-7934	84	十綱湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	525-3722
39	福島市森合市民プール	558-2210	85	天王寺穴原湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
40	福島市弓道場	557-1511	86	八幡の湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	
41	福島市飯坂武道場	558-6151	87	大門の湯【観光コンベンション推進室 温泉地振興係】	573-0015
42	福島市飯坂野球場	558-6151	88	宮畑遺跡史跡公園【教育委員会文化課】	
43	福島市クレール射撃場	546-5590	89	パークゴルフ場【教育委員会保健体育課】	572-5786
44	福島市相撲場	539-5500	90	十六沼公園屋根付き運動場	558-6151
45	福島市十六沼公園サッカー場	558-6151	91	中之湯	563-3991
46	福島市十六沼公園スケートボードパーク	558-6151	※福島市体育館・武道館 平成30年10月オープン予定		

○団体の専用使用（一部専用使用を含む）の場合、使用する人数の半数以上（介護者を除く）が身体障害者手帳等の所持者であれば全額免除となります。

○介護者については、個人及び専用使用において、身体障害者手帳及び療育手帳については第1種、精神障害者保健福祉手帳においては障害等級が1級の記載がある手帳を所持する障がいのある方、または障害福祉サービス受給者証については障害支援区分の記載がある難病患者の方を介護する申し出がある場合、介護者（1人につき1人に限る）も全額免除となります。

○個人使用・・・利用の際に障害者手帳等を施設の受付へ提示で確認。

○専用使用（貸切）・・・使用申請書・免除確認書を施設の受付へ提出。